主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意のうち、憲法一四条違反をいう点は、実質は単なる法令違反、量刑不当の主張であり、その余は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、職権で調査するに、第一審判決の認定するところによると、本件公職選挙 法違反の犯行時は、昭和五〇年四月一二日であるから、同年法律第六三号附則四条 により、同法律による改正前の公職選挙法二四三条三号、一四二条一項を適用すべ きであるのに、第一審判決には誤つて新法を適用した違法があり、原判決にはこれ を看過した違法があるが、いまだ刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和五三年四月七日

## 最高裁判所第三小法廷

_	昌			環	裁判長裁判官
_	武	野		天	裁判官
雄	清	. П	里	江	裁判官
己	正	辻		高	裁判官
顯	高	部		服	裁判官